

# 特定非営利活動法人日本消化吸収学会定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人日本消化吸収学会と称し、英文ではThe Japanese Society of Digestion and Absorption と表記する。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷二丁目29番8号大田ビル 医学図書出版株式会社内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、各種の消化吸収障害など消化吸収に関する諸問題について、基礎的及び臨床的な研究を通して、知識の交換、会員の生涯教育の奨励、並びに内外の関連学会との連携協力を行うことによって、この分野の進歩発展を図り、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。

### 第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条（事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 消化吸収に係る学術諸団体との連携及び協力事業
- (2) 消化吸収に係る広報・啓発事業
- (3) 消化吸収に係る研究者及び医療従事者育成のための学術集会・講習会、講演会等の開催事業
- (4) 消化吸収に係る出版物・物品の企画・製作および販売等事業
- (5) 消化吸収に係る学術研究の奨励及び研究業績の表彰事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### 第6条（種 別）

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的を理解して理念に賛同し、入会した個人及び団体
- （2）一般会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人及び団体
- （3）賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体
- （4）準会員 この法人の目的に賛同して入会した大学院学生及び大学生

#### 第7条（入 会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、前2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）正当な理由なく会費を3年以上継続して滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- （4）除名されたとき。

#### 第10条（退 会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除 名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- （1）法令、定款に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第12条（抛出金品の不返還）

既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員

### 第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 10人以上30人以内
- （2）監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以上3人以内を副理事長とする。

### 第14条（選任等）

理事及び監事は、正会員の中から総会で選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

### 第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の業務執行の状況を監査すること。
- （2）この法人の財産の状況を監査すること。
- （3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- （4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- （5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

### 第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- （1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前の当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第19条（報酬等）

役員は、報酬を受けることができない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第5章 会議

#### 第20条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### 第21条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第22条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散及び合併
- （3）会員の除名
- （4）事業計画及び収支予算並びにその変更
- （5）事業報告及び収支決算
- （6）役員を選任及び解任
- （7）役員の職務及び報酬
- （8）会費の額
- （9）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）
- （10）解散における残余財産の帰属

- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) 資産の管理の方法
- (13) その他運営に関する重要事項

#### 第23条（総会の開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### 第24条（総会の招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第25条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正社員の中から選出する。

#### 第26条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第27条（総会の議決）

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第28条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

#### 第29条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### 第30条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第31条（理事会の権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第32条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により

招集の請求があつたとき。

#### 第33条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第34条（理事会の議長・定足数）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第35条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第36条（理事会での表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第37条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

### 第6章 資産

#### 第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収入

（5）事業に伴う収入

（6）その他の収入

#### 第39条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

#### 第40条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第7章 会計

#### 第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### 第42条（会計区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

#### 第43条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

#### 第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### 第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第46条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第47条（予算の追加及び更正）

予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第48条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第50条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第51条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（清算人の選任）

この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決によって選定したものに譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

第56条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第57条（職員の罷免）

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第58条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第11章 雑則

第59条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長 荒川 泰行

副理事長 中村 光男

副理事長 三浦 総一郎

理事 一瀬 雅夫

理事 岩崎 有良

理事 大槻 眞

理事 神澤 輝実

理事 鈴木 裕一

理事 武田 英二

理事 畠山 勝義

理事 藤山 佳秀

理事 松枝 啓

理事 三木 一正

理事 宮坂 京子

理事 立元 敬子(白鳥 敬子)

理事 坂本 長逸

理事 船越 顯博

理事 森山 光彦

監事 杉本 元信

監事 齊藤 治

監事 福田 能啓

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員（個人） 12,000円

正会員（団体） 0円

一般会員（個人） 5,000円

一般会員（団体） 0円

準会員 3,000円

賛助会員（個人・団体） 20,000円

施行細則 平成22年2月5日付

## 第1章（会員）

### 第1条（会員の特典）

この法人の会員は次の事項の権利を有し、または享受する。

- （1）この法人が主催する学術集会、講演会、講習会等に参加し、研究発表を行うこと。
- （2）この法人が発行する機関誌の配布を受けること。
- （3）この法人の投稿規定に基づき機関誌に論文を投稿すること。
- （4）その他、この法人に係る種々の事業に関する案内を受けること。

### 第2条（会員の異動）

この法人の会員は、定款第7条第2項に定める入会申込書の記載内容に異動が生じた場合は速やかに書面をもって事務局に異動届を提出しなければならない。

## 第2章 役員

### 第3条（定年年齢）

この法人の役員は、原則として70歳の誕生日後の3月末日をもって定年とする。

### 第4条（名誉会員、功労会員、学術評議員）

この法人に、理事会の議決により、役員その他、次の役員を置くことができる。

- （1）名誉会員 この法人に対し著しく功労のあった者で、理事会の推薦により理事長が委嘱し、会費の納入を要しない。
  - （2）功労会員 この法人の学術評議員の経験者で定年となった者。功労会員となって学会誌の送付を希望しない場合は、会費の納入を要しない。
  - （3）学術評議員 一般会員の中から理事会で選任し、正会員手続きをする。
- 2 名誉会員、功労会員の処遇期間は5年間とする。

## 第3章 委員会

### 第5条（委員会）

この法人は、理事会の議決を経て、その事業を行うために必要とする委員会を置くことができる。

- 2 委員会を構成する委員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第6条（学術評議員会）

学術評議員会は理事、監事、学術評議員をもって構成する。

- 2 学術評議員は学術評議員会を組織し、本定款施行細則に定める事項を議決する。
- 3 学術評議委員会は、定例学術評議員会及び臨時学術評議員会とする。
- 4 学術評議員の任期は2年とし、選任された年の総会終結時より次々期総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前4項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第7条（学術評議員会の権能）

学術評議員会は、この定款に別に定める事項の他、この法人の業務に関する事項について、理事長の諮問に応じ、助言をすることができる。

#### 第8条（学術評議員会の開催）

定例学術評議員会は、毎年1回、定例総会の前に開催する。

2 臨時学術評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき。

（2）評議員総数の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

#### 第9条（学術評議員会の招集）

学術評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 学術評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第10条（学術評議員会の議長）

学術評議員会の議長は、理事長もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

#### 第11条（学術評議員会の定足数）

学術評議員会は、学術評議員会総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### 第12条（学術評議員会の議決）

学術評議員会における議決事項は、第9条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した学術評議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 学術評議員会の議事は、学術評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第13条（学術評議員会の表決権等）

各学術評議員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため学術評議員会に出席できない学術評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の学術評議員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した学術評議員は、前2条及び次条第1項の適用については、学術評議員会に出席したものとみなす。

4 学術評議員会の議決について、特別の利害関係を有する学術評議員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第14条（学術評議員会の議事録）

学術評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 学術評議員総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者並びに委任表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。

#### 第4章 学術集会

##### 第15条（学術集会の開催）

学術集会は原則として年1回開催する。

- 2 学術集会長は学術集会を主催する。
- 3 学術集会長は、理事会の議を経て総会で承認を得る。

##### 第16条（学術集会長の選考）

理事長は、他の理事と協議のうえ、学術集会開催の約2年前までに、理事長名をもって本会役員及び正会員に対して学術集会長候補者の推薦を依頼する。

- 2 推薦にあたっては、自薦、他薦は問わないこととする。ただし自薦の場合、本人の学術集会主題（案）を理事長宛に提出しなければならない。
- 3 理事会は、自薦及び他薦の学術集会長候補者について、専門領域及び開催地域等について考慮し、審議を行い、学術集会長を選任する。
- 4 理事長は前号により自薦及び他薦の学術集会長が多数の場合には、無記名による投票を行って決定する。ただし、最高得票数が同じ場合には、当該者につき再度投票を行って決定する。

##### 第17条（学術会長の選任と任期）

学術会長の任期は前期学術集会後から当該学術集会終了までとし、自ら主宰する学術集会終了後、その任を次期会長に委譲する。

##### 第18条（学術集会）

学術集会の開催日、会則、会場等の実施計画は学術集会長が選定し、理事会の承認を得る。

- 2 学術集会における研究発表者は、本会の会員に限る。
- 3 学術プログラム委員会は会長が在任期間に限って指名する若干名とで構成する。
- 4 学術集会長は、学術集会実施計画に基づき演題募集要領を作成し演題を募集する。また、学術集会開催前に抄録集を含めた学会誌を発行する。
- 5 学術集会の運営に際し疑義が生じた場合は、理事長と相談して処理する。

## 第19 条（講演者の資格）

学術集会での演者は次の資格をする者とする。

- （1）一般演題の演者は、この法人の会員に限る。
- （2）共同演者は、この法人の会員に限らない。
- （3）特別企画の座長は、この法人の名誉会員、正会員に限る
- （4）一般演題の座長は、この法人の正会員に限る。
- （5）特別企画では学術集會長の依頼がある場合には正会員以外でも演者となることができる。

## 第5章 機関誌

### 第20 条（機関誌）

本法人は機関誌「消化と吸収」を刊行する。

2 編集委員会を設置して、機関誌の刊行事業を行う。

### 第21 条（学会誌の著者）

この法人の機関誌に筆頭著者として投稿できるのは正会員、一般会員、準会員に限る。

## 第6章 定款施行細則の修正

### 第22 条（定款施行細則の修正および改定）

本細則の修正および改定については、理事会の発議により、理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

この規程平成22年8月1日から施行する。

\*\*\*\*\*